

静岡県クラブバレーボール連盟登録規定

静岡県クラブバレーボール連盟で活動するバレーボール愛好者の健全な普及、発展に寄与するという目的のため、『日本クラブバレーボール連盟規定第3条、日本クラブバレーボール連盟が主催、共催及び主管する事業への参加を希望するチームは、JVAメンバー制度に基づき、本連盟及び当該都道府県クラブバレーボール連盟の承認を受けて、JVAに加盟しなければならない。』に基づき、静岡県クラブバレーボール連盟の登録規定を設ける。

【加盟登録】

第1条 新規に静岡県クラブバレーボール連盟に加盟登録しようとするチームは、JVAMRS登録をする前に、静岡県クラブバレーボール連盟所定の登録用紙に必要事項を記載し、静岡県クラブバレーボール連盟に申請して承認を得ること。

- 1 静岡県クラブバレーボール連盟または（一社）静岡県バレーボール協会役員のいずれか1名以上の推薦を必要とする。
- 2 各年度の登録手続きは原則とし毎年3月末日とする。
ただし、年度途中であっても加盟手続きができるものとする。
- 3 加盟登録の有効期限は、毎年4月1日または加盟手続き完了の日から翌年3月末日までとする。

第2条 登録チームおよびチーム構成員は次の通りとする。

- 1 静岡県クラブバレーボール連盟に登録するチーム構成は、静岡県選手のみで構成されることを原則とする。
- 2 静岡県選手とは下記の条件を満たした者であること。
 - ① 県内在住者（証明できる居住地であること）
 - ② 県内在勤在学者（県外居住者については、証明できる県内の勤務地または在学地であること。）
 - ③ 静岡県クラブバレーボール連盟登録審査委員会もしくは同競技委員会が認めた選手
 - ④ 上記③の登録審査委員会および競技委員会から認められた場合でも、県外チームと複数登録（重複）している場合は県外選手とみなす場合がある。
- 3 県外選手登録はチーム登録選手数の若干名までとする。
 - ① 県外選手とは上記「2」に記載されている以外の選手。
- 4 本人確認のため、証明書等の提出を求める場合がある。

第3条 継続加盟登録するチームは、新年度随時JVAMRS登録をすること。

- 1 継続加盟登録に際して、前記第2条に反するような特別な事案が発生した場合は、継続加盟登録を行う前に静岡県クラブバレーボール連盟の承認を得ること。

【登録チーム】

第4条 JVA登録規程に従い一人3チームまで登録することができる。

【追加登録】

第5条 登録チームは、その登録構成員に追加又は変更がある場合には、速やかに手続きを行わなければならない。

- 1 追加登録する選手は、前記第2条に合う選手とする。また、条件に合わない選手を登録する場合は、事前に静岡県クラブバレーボール連盟承認を得ることとする。
- 2 他団体からの登録は年度内1回限りとする。

【追加登録の効力】

第6条 登録構成員の追加又は変更のいずれの場合も、静岡県クラブバレーボール連盟が承認した日から効力を発生する。

【競技会への参加】

第7条 静岡県クラブバレーボール連盟の主催する大会については、静岡県クラブバレーボール連盟の加盟チームの登録構成員でなければならない。

- 1 加盟チームの同一競技会への参加は、1加盟チームにつき1チームとする。
- 2 複数のチームに登録している場合であっても、同一競技会への参加は、1チームに限るものとする。
- 3 中体連、高体連へ登録している選手は、静岡県クラブバレーボール連盟の主催および主管する大会には出場できない。

【虚偽の申請】

第8条 登録に虚偽の申請他本規定に違反したと静岡県クラブバレーボール連盟が認めたときは、理事会において協議しチーム及び個人にペナルティを設ける。

- 1 ペナルティとは、登録の抹消或いは一定期間競技会の参加ならびに出場停止することをいう。

【その他】

第9条 本規定に定めない事項については、登録審議委員会を設け決定する。

- 1 問い合わせ先、登録届けの提出先は以下の通りとする
静岡県クラブバレーボール連盟 理事長 井上克彦
携帯 : 090-7300-6484
Email : sva_inokatsu@yahoo.co.jp
静岡県クラブバレーボール連盟 競技委員長 岩ヶ谷博利
携帯 : 090-5112-2436
Email : iwagaya0717@yahoo.co.jp

※本規定は2020年2月1日制定。